

青森市景観計画の変更について

1. 計画変更の目的等

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた、遺跡の保全の取組が行われていることを踏まえ、今後は、歴史的・文化的景観の保全だけでなく、その周辺も含めた広域的な景観形成が必要となっていることから、青森らしい魅力ある景観の形成を目指し、市の景観形成の指針としての役割を担う「青森市景観計画」を変更するもの。

2. 変更の要因等

社会環境の変化

上位計画等の策定

- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた取組
- ・来青する観光客等の増加
- ・青森市総合計画前期基本計画の決定
- ・現行計画のフォローアップを踏まえた検証 など

【現状における課題】

- ・良好な景観形成に向けた市民・事業者の理解・協力、機運の醸成
- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録等を踏まえ、歴史的・文化的資源である史跡の保全
- ・今後増加する観光客等を踏まえ、良好な景観形成や史跡等への分かりやすい案内・誘導など

【課題に対する対応】

- ・良好な景観形成に当たり、市民・事業者の理解・協力、機運の醸成に向けた取組の実施
- ・史跡及び史跡周辺を「景観形成重点地区」とし、一定規模の対象行為の届出を実施
- ・案内・誘導サイン等について、整備の方針や配慮すべき事項の整理 など

3. 今後のスケジュール（案）

- 令和2年 8月：青森市景観審議会（計画骨子案の検討）
10月：青森市景観審議会、青森市都市計画審議会（計画素案の検討）
12月：わたしの意見提案制度、浪岡自治区地域協議会
令和3年 3月：青森市景観計画の変更

青森市景観計画 目次及び構成【現行の計画とR3変更との比較表】 骨子案

令和2年8月18日
青森市景観審議会
都市整備部都市政策課

現行の計画(平成18年8月策定)		令和3年3月変更予定	
目次	主な変更点	目次	内容
		1 計画変更の趣旨	
	・計画変更の背景・目的を追加	1-1 計画変更の背景・目的	・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた遺跡の保全の取組が行われていることを踏まえ、計画を変更するもの。
	・計画の位置づけを追加	1-2 計画の位置づけ	・「青森市総合計画」に即した、景観に関する個別計画。 (「青森市総合計画前期基本計画」と整合)
1 景観計画区域		2 景観計画区域	・景観計画区域は青森市全域。(H18と同じ)
2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針		3 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	
2-1 基本理念		3-1 基本理念	・「青い森」、「青い海」、「青い空」を 市民一人ひとりが守り、創る、愛着と誇りのもてる景観形成。(H18と同じ)
2-2 基本目標		3-2 基本目標	・「青い森」の豊かな自然や歴史文化を守り、引き継ぐまちの景観づくり ・「青い海」から発展する住んでいたい、活力に満ちたまちの景観づくり ・「青い空」のもと住んでみたい、いきいきした暮らしを創り育てるまちの景観づくり (H18と同じ)
2-3 基本方針		3-3 基本方針	・景観類型区分(自然的景観、歴史・文化的景観、市街地景観)ごとの景観形成方針について、 自然的景観は、地形・自然資源を大切にしたい「自然的景観」の保全に努める 歴史・文化的景観は、先人の遺産を大切にしたい「歴史・文化的景観」の保全・形成に努める 市街地景観は、ゆとりと潤いのある快適で魅力的な「市街地景観」の創出に努める とする。 (一部を修正するものの、基本的にはH18と同じ)
	・重点的に景観形成を図る地区として、「景観形成重点地区」を追加	3-4 景観形成重点地区	・景観計画区域において、重点的に景観形成を図る地区として、北海道・北東北縄文遺跡群として、遺跡の保存の取組が行われている特別史跡 三内丸山遺跡及び史跡 小牧野遺跡の周辺地区を「景観形成重点地区」とする。 (景観形成方針図は、一部を修正するものの、基本的にはH18と同じ) 別紙1 景観形成重点地区
3 良好な景観形成のための行為制限に関する事項		4 良好な景観形成のための行為制限に関する事項	
3-1 届出対象行為	・「景観形成重点地区」の届出対象行為の種類・規模を追加。	4-1 届出対象行為	・市全体(景観形成重点地区を除く)においては、一定規模を超える大規模行為(建築面積1,000㎡を超える建築物等)を届出対象とする。 (行為の種類や規模は、一部を修正するものの、基本的にはH18と同じ) ・「景観形成重点地区」においては、一定規模を超える行為(建築面積10㎡を超える建築物等)を届出対象とする。 別紙2 届出が必要な対象行為の規模(景観形成重点地区)
3-2 大規模行為景観形成基準	・景観形成基準に、「景観形成重点地区」に係る項目を追加。	4-2 景観形成基準	・「景観形成重点地区」の資産(史跡)範囲内の主要な視点場から、その眺望を妨げないよう配慮する。 (上記以外の景観形成基準について、基本的にはH18と同じ) (自然景観エリア内の主要道路・建築物等色彩推奨図は、一部を修正するものの、基本的にはH18と同じ) 別紙3 景観形成基準(景観形成重点地区に係る項目(追加))
4 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	・景観形成基準に、「景観形成重点地区」に係る項目を追加	5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	・「景観形成重点地区」の、資産(史跡)範囲内の主要な視点場から見えないよう配慮する。 (上記以外の屋外広告物景観形成基準等について、基本的にはH18と同じ) 別紙4 屋外広告物景観形成基準(景観形成重点地区に係る項目(追加))
5 景観重要建造物の指定の方針		6 景観重要建造物の指定に関する事項	・景観重要建造物の指定の方針を明記する。 (基本的にはH18と同じ)
6 景観重要樹木の指定の方針		7 景観重要樹木の指定に関する事項	・景観重要樹木の指定の方針を明記する。 (基本的にはH18と同じ)
7 景観重要公共施設の整備に関する事項		8 景観重要公共施設の整備に関する事項	・景観重要公共施設の整備に関する事項を明記する。 (基本的にはH18と同じ)

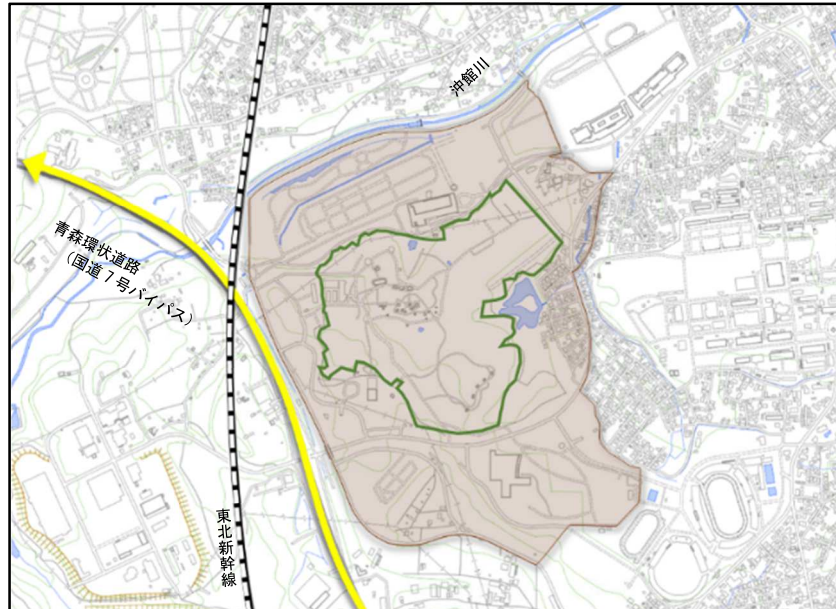
青森市景観計画 目次及び構成【現行の計画とR3変更との比較表】 骨子案

令和2年8月18日
青森市景観審議会
都市整備部都市政策課

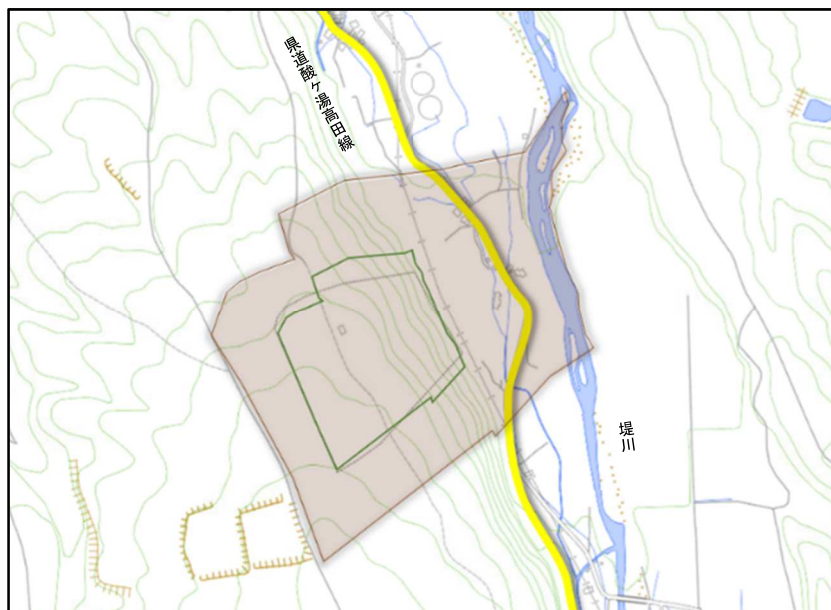
現行の計画(平成18年8月策定)		令和3年3月変更予定	
目次	主な変更点	目次	内容
8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項		9 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項	・景観農業振興地域整備計画に定める事項を明記する。 (基本的にはH18と同じ)
	・案内・誘導サイン等の整備方針及び配慮すべき事項を追加	10 案内・誘導サイン等の整備に関する事項	・整備の方針として、設置の場所、多言語表記の推進、表記内容の連続性・統一性の確保などを明記する。 ・配慮すべき事項として、使用書体、文字の大きさ、日本語・外国語の表記、ピクトグラムの使用、多様な色覚に配慮などを明記する。 別紙5 案内・誘導サイン等の整備の方針及び配慮すべき事項
9 景観形成推進体制		11 景観形成推進体制	
9-1 市民と事業者の役割		11-1 市民と事業者の役割	・良好な景観形成に当たり、市民と事業者の役割として、市民や事業者は互いに主体となることから、良好な景観は市民共有の財産であることを認識し、建築や開発時のみならず日常生活や事業活動において景観に配慮する。 (基本的にはH18と同じ)
9-2 市の役割		11-2 市の役割	・市の役割として、魅力的な公共空間の創出を推進するなど先導的な役割を担うとともに、市民や事業者の景観意識の高揚や市民合意の形成のほか、推進体制の整備・充実を図る。 (基本的にはH18と同じ)



景観形成重点地区

特別史跡 三内丸山遺跡周辺



史跡 小牧野遺跡周辺



凡 例	
	資産（史跡）範囲
	景観形成重点地区

届出が必要な対象行為の規模（景観形成重点地区）

行為の種類		行為の規模	
1	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築面積 10㎡を超えるもの	
2	工作物の新設、増築、改築若しくは移転	①さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ 1.5mを超えるもの
		②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類する工作物（④の支持物を除く。）	高さ 5mを超えるもの
		③煙突、排気塔その他これらに類する工作物	高さ 10mを超えるもの
		④電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）	高さ 10mを超えるもの
		⑤物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの
		⑥広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ（当該物件が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該物件の上端までの高さ）5m又は表示面積の合計が 15㎡を超えるもの
		⑦彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さ 5m又は築造面積 10㎡を超えるもの
		⑧観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
		⑨自動車車庫の用に供する立体的施設	
		⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
		⑪石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
		⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	
3	建築物又は工作物の、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物又は工作物の外観面積の 2分の1を超えるもの	
4	開発行為その他土地の形質の変更	土地面積 300㎡又は法面の高さ 1.5mを超えるもの	
5	土石の採取又は鉱物の掘採		
6	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	築造面積 50㎡又は高さ 1.5mを超えるもの	
7	木竹の伐採	伐採面積 50㎡又は高さ 5mを超えるもの	
8	太陽光発電設備の設置	土地に自立し、かつ事業面積 300㎡を超えるもの	

景観形成基準

別紙 3

(景観形成重点地区に係る項目 (追加))

建築物の建築等又は工作物の建設等	位置、規模及び形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区の資産（史跡）範囲内の主要な視点場から、その眺望を妨げない位置、規模、高さ及び形態意匠とし、周辺の景観から突出した印象を与えないよう配慮すること。 ・景観形成重点地区は、建築物等の最高部の高さは13m以下とし、やむを得ない事情により基準値を超える場合は史跡内の主要な視点場から、その眺望を妨げないよう配慮すること。
太陽光発電設備の設置	位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を市推薦樹種を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。

別紙 4

屋外広告物景観形成基準

(景観形成重点地区に係る項目 (追加))

届出を要する行為に相当する屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置、又は外観の変更	位置、規模及び形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区の資産（史跡）範囲内の主要な視点場から見えない位置、規模とするよう配慮すること。
--	-------------	---

案内・誘導サインの等の整備の方針及び配慮すべき事項

別紙 5

○整備の方針

- ・必要な場所へ分かりやすく設置
- ・視認性を確保した上で多言語表記を推進
- ・表記内容の連続性・統一性を確保

○配慮すべき事項

位置、規模及び形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用書体は、離れたところからの可読性や視認性を考慮し、原則として角ゴシックとするよう配慮すること。 2 文字の大きさは、視認距離に応じた大きさとなるよう配慮すること。 3 日本語の表記は、原則として国文法、現代かなづかい、数字の表記は算用数字による表記を行うよう配慮すること。ただし、固有名詞においてはこの限りでない。 4 外国語の表記は、日本語と英語の併記を基本とし、必要に応じて中国語（繁体字、簡体字）、韓国語も併記するよう配慮すること。また、ローマ字で表記する場合には、原則へボン式とする。 5 ピクトグラムは標準案内用図記号及び JIS の使用を原則とし、積極的に使用するよう配慮すること。 6 サインの存在が一見してわかる場所で、通行の支障とならない場所に設置するよう配慮すること。 7 サインのデザインはシンプルなものとし、種類ごとに統一したデザインとなるよう配慮すること。 8 複数のサインを集約し、統一したサインとなるよう配慮すること。
色 彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な色覚に配慮し、誰にとってもわかりやすい色の組み合わせ（青と黒、黄と白の色彩の組み合わせは用いない）となるよう配慮すること。